

仙台港に建設中の石炭火力発電所



石炭火力発電所の建設

この時代遅れの施設がもたらすもの

高見議員「世界では、太陽光、風力、水力、バイオマスなどCO2をほとんど出さない自然エネルギー100%をめざす都市や企業が増えている。地域経済の活性化にもつながっている」

仙台港に石炭火力発電所「仙台パワーステーション」が建設中です。2015年着工、今年10月運転開始予定です。事業主は、関西電力と伊藤忠商事のそれぞれの子会社が共同出資する株式会社です。

発電所の設備容量が国の環境アセスメントの対象規模からわずかに下回っているため、アセスが行われず、地域住民になんの説明もないまま、工事が進められています。高見のり子議

員が事業者と市の責任を問いました。

高見議員「石炭火力発電は、高効率・低排出のものでもCO2排出量が天然ガス火力の約2倍あり、地球温暖化対策にも逆行する時代遅れのエネルギーだ。

硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、PM2.5や水銀などの大気汚染物質が排出されるため、住民の健康被害も心配される。

建設中の施設の4[㌔]圏内に

は、小中高大学など15校、病院、保育所があり、うみの杜水族館、夢メッセなどの集客施設も集中している。

つくった電気は、首都圏に売電する。復興支援などとうたっているが、地元には何の恩恵もないうえ、環境汚染や住民の健康被害のリスクをもたらす」

奥山市長「事業者と公害防止協定を締結し、環境負荷の低減に努めてきた」



CO₂・汚染 世界に逆行

高見議員「日本では現在、合計48基の石炭火力発電所の新增設計画がある。48基のうち9基は、被災地の福島県6基、宮城県2基、岩手県1基だ。2016年4月からの電力小売全面自由化が、発電単価の安い石炭火力発電所の新設に拍車をかけている。

2016年に発効した『パリ協定』は、約200カ国が温室効果ガスの削減に向けて合意した画期的な協定だ。パリ協定後、イギリスは2026年に、フランスは2023年、カナダは2030年に石炭火力発電所から撤退することを表明した。

国は、環境アセスメントの基準を見直し、小規模であっても環境影響の大きい石炭火力発電所まで対象を拡大し、その運用を厳格化すべきだ。エネルギー政策の転換を国に求めるべきだ」

環境局長「国のエネルギー政策は、国において推進すべきもの」

大量のCO₂排出

市のCO₂削減計画は
いっぺんに吹き飛ぶ



仙台港フェリー埠頭付近から、対岸の「仙台パワーステーション」をのぞむ

【仙台市のCO₂削減目標】



高見議員「仙台パワーステーションは、垂臨界圧という1950年代の効率の悪い旧式の技術が使われ、年間約67万トンというたくさんのCO₂を排出すると指摘されている。

市は、地球温暖化対策として、2020年までに2014年度比でCO₂を79万トン削減する目標だが、仙台パワーステーションから年間67万トンも排出されたら、市の削減目標は吹き飛んでしまう。CO₂削減の

ために節電やごみ減量に取り組んでいる市民は、むなしくなる」

環境局長「発電所の電気は首都圏で使用されるので、本市の排出量には算入されない。しかし、排出削減は、要請する」

高見議員「市民団体の呼びかけで県議会と市議会で勉強会が超党派で開催された。県議会常任委員会では、公聴会を開いてほしいという請願が採択された。

市長は『法的に手段がない』から何もできないような発言ばかりしてきた。しかし、自治体や議会は住民の立場で毅然とした態度をとることが何より重要だ。説明会の開催、そこで出される要望に誠実に対応するよう事業者強く迫るべきだ」

奥山市長「市民の不安に対し、十分な対応はなされていないと感じているので、必要に応じ適切な対応につとめる」

蒲生干潟への影響は



蒲生干潟(仙台市宮城野区)

高見議員「建設地のすぐそばには、東日本大震災から奇跡的に復活した蒲生干潟がある。絶滅危惧種の貝であるフトヘナタリ、アガテガニなどたくさんの希少生物が戻っている。国指定天然記念物のコクガンも震災前と同じように飛来している。

干潟の生態系への影響は、なに

も考慮されていない。事業者は、一方的に『影響はない』としているが、根拠となるデータは明らかにされていない。市は、事業者にデータを提出させるべきだ。また、市は自ら自然環境のモニタリングをすべきだ。

環境局長「蒲生干潟への影響に留意し、適切に対応する」

市の公害防止条例を強化し 厳しい監視体制を

高見議員「事業者の仙台パワーステーション株式会社は昨年3月、宮城県、仙台市、塩釜市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町と公害防止協定を結んだ。この協定の前提になっているのは、1971年制

定の宮城県公害防止条例だ。PM2.5もCO₂も協定の規制の対象から外れている。

今後、鍵となるのは、自治体独自の公害防止条例であり、稼働後の監視体制をどう強めるかだ。市

の公害防止条例を適用できるようにし、県の公害防止条例では規制されないPM2.5やCO₂、水銀も厳しい基準を設けることが必要だ。硫酸化物、窒素酸化物、はいじんの基準も厳しく見直すことも必要だ。

公害防止条例を時代にふさわしい基準にし、それらを守らない事業者は出て行ってもらおうという厳しい態度で取り組むべきだ」

環境局長「協定後のモニタリングは、公害防止協定に基づき事業者が測定の結果を一般公表するよう努めることとされている。

事業所の活動の排出量削減に向けた計画書制度のモデル事業に取り組み、その結果をふまえ、計画化制度の条例化も視野に入れている」